平成２７年（フ）第５号
愛媛県北宇和郡松野町大字豊岡3173番地
債務者　亀川　みつ
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第３４４号
大分市大字畑中411番地の３
債務者　岩野　和子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５０号
大分県別府市石垣東７丁目１番21―206号
第一吉富ビル
債務者　冨高　江理
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０３８号
千葉県船橋市前原西４丁目３―35―106
債務者　鈴木　孝明
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０４０号
東京都西東京市谷戸町２丁目12―７―805
債務者　木戸　和男
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０４９号
千葉県我孫子市布佐１丁目24―13
債務者　吉井　則雄
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５９号
東京都中野区中野５丁目37―４―106
債務者　北村　紀江
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６０号
東京都青梅市河辺町３丁目1124―１
債務者　杉浦　健一
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６３号
東京都調布市下石原３丁目35―７　ｒｉｓｅ　Ｂ―３
債務者　政井　敬子（旧姓辻野）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６４号
東京都大田区萩中２丁目８―６―102
債務者　小谷　弘典
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６５号
神奈川県相模原市南区相武台１丁目４―２―102
債務者　高橋　　暁
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２６８号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目10番23号
債務者　手島　伸英
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０３号
横浜市鶴見区梶山１丁目21番５号　ドミール三ツ池第３―107
債務者　高橋　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０４号
横浜市鶴見区梶山１丁目21番５号　ドミール三ツ池第３―107
債務者　高橋　珠紀（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２９号
岡山市中区湊451番地53、旧住所岡山市中区円山58番地１
債務者　尾崎　**祐**子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８５号
岡山市東区西大寺上１丁目20番26号
債務者　矢坂　政則
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部